

本組合は金庫に於て其の事務を執行し、其の事務を執行するに必要と認めるときは、本組合の代表者として、銀行、信託、証券、及びその他の金融機関と取引し、又はその機関に預金、貸付、及びその他の金融業務を委託し、若しくはその機関に委託するものとする。

財団法人協同會大阪支所

### 大阪合同労働組合規約

#### 第一章 總則

- 第一條 本組合ヲ大阪合同労働組合ト稱ス
- 第二條 本組合ハ日本労働總同盟ニ加盟ス
- 第三條 本組合ハ獨立ノ一産業別又ハ職業別組合ヲ組織スルニ至ラザル各種産業ニ従事スル労働者ヲ以テ組織ス
- 第四條 本組合ハ本部ヲ大阪市ニ支部ヲ各所ニ置ク  
但シ支部ハ組合費完納ノ組合員三十名以上ヲ以テ組織シ定員ニ滿タザル場合ハ總テ大阪合同労働組合直屬支部ニ補入ス
- 第五條 本組合ハ本組合ノ綱領ニ基キ本組合ノ主張ノ實現ヲ圖ルヲ以テソノ目的トス
- 第六條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達センガ爲メ左ノ事業ヲ行フ

財団法人協同會大阪支所